

E i w a N e w s

平成 19 年分の確定申告について

平成 20 年 2 月
(No. 031)

2 月に入り、寒さの厳しい日が続いておりますが、今年も確定申告の時期が近づいてまいりました。

そこで今回は、平成 19 年分の確定申告（今回の申告期限は、平成 20 年 3 月 17 日（月）になります。）について、「確定申告が必要な人」「確定申告をすれば税金が戻る人」を再確認するとともに、主な改正ポイントをご紹介いたします。

【確定申告が必要な人】

- ・個人事業を営んでいる人
- ・不動産の賃貸収入がある人
- ・1 年間の給与収入が 2,000 万円を超える人
- ・2 力所以上の会社から給与をもらっている人
- ・給与所得がある人で他の所得の合計が 20 万円を超える人
- ・同族会社の役員などで、その同族会社から給与の他に、貸付金の利子、不動産の賃貸料などの支払を受けている人
- ・住宅やゴルフ会員権を売却して利益がでた人
- ・給与の他に年金をもらっている人
- ・保険金などの満期金がある人

【確定申告をすれば税金が戻る人】

- ・給与所得者で医療費控除、雑損控除、寄付金控除などを受ける人
- ・給与所得者で住宅借入金等特別控除を初めて受ける人
- ・給与所得者でその年の途中に退職し、その後再就職しなかった人
- ・給与所得者で年末調整により受けられる控除がもれていた人
- ・所有期間が 5 年を超える一定の住宅を売却して損失が出た人
- ・退職所得について 20% の税率で所得税を源泉徴収され、その税額が正規の税額より多い人

その他にも様々なケースが考えられます。

お気軽に弊事務所の担当者までお問合せください。

それでは次のページにおいて、平成 19 年分の確定申告についての主な改正ポイントをご紹介いたします。

【特定増改築等住宅借入金等特別控除制度の創設】

一定のバリアフリー改修工事を含む増改築等を行い、平成19年4月1日から平成20年12月31日までの間に居住の用に供した場合には、その増改築等に充てるために借り入れた住宅借入金等の年末残高の1千万円以下の部分の一定割合を5年間にわたり所得税から控除することができます。

なお、適用にあたっては、その増改築等を行った者や当該改修工事についての要件が定められていますので、ご注意ください。

【寄付金控除・政党等寄付金特別控除の増額】

① 寄付金控除（所得控除）

一定の寄付金の合計額と総所得金額等の40%（改正前は30%）相当額とのいずれか少ない金額から5千円を差し引いた金額を総所得金額等から控除することができます。

② 政党等寄付金特別控除（税額控除）

一定の政党等に支出した寄付金の合計額（総所得金額等の40%（改正前は30%）相当額が限度）から5千円を差し引いた金額の30%相当額と、その年分の所得税の額の25%相当額のいずれか少ない金額を、納める所得税から控除することができます。

また、下記につきましては、Eiwa News の平成19年12月号（No.029）にて、解説しておりますので、ご参照ください。

【定率減税の廃止】【地震保険料控除】【住民税の住宅ローン控除制度】

ただし、【住民税の住宅ローン控除制度】は、年末調整時等におきまして、その手続についてのご質問が多数ありましたので、再度、適用対象者別にご紹介いたします。

当該住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年3月15日までに、次のとおり申告書を提出する必要があります。自動的には適用されませんので、ご注意ください。

①所得税の確定申告書を提出される方

「(住民税) 住宅借入金等特別税額控除申告書」を確定申告書とともに税務署へ提出してください。

②年末調整済の給与所得者等

「(住民税) 住宅借入金等特別税額控除申告書」に源泉徴収票を添付の上、その年の1月1日現在お住まいの市区町村に提出してください。

これらの申告書は、市区町村の窓口、ホームページなどで提供されています。

この住民税の住宅借入金等の特別控除制度につきましては、平成11年から平成18年の間に取得等をし、居住したものに限り適用されます。

以上、平成19年分の確定申告についてご紹介いたしました。

疑問点等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願ひいたします。